



日本赤十字社

令和5年9月吉日

福岡県薬剤師会 会員の皆様

日本赤十字社福岡県支部

支 部 長 服 部 誠太郎

赤十字活動資金の協力について（お願い）

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

福岡県薬剤師会様からは毎年赤十字事業に対し、活動資金のご協力を賜り、会員の皆様にはこの場をお借りし、心より厚く御礼申し上げます。

また、すでに多くの会員様からのご寄付を賜っており、重ねて御礼申し上げます。

今般、さらに多くの会員様のご理解をいただきたく、福岡県薬剤師会会員の皆様方にご案内申し上げます。

日本赤十字社は、「救うを託されている」団体として、災害や感染症で失われるいのちを守り、その苦痛を限りなく軽減するための活動を行っております。中でも迅速かつ効果的な救護活動を展開するための災害救護体制の整備や防災ボランティアの育成、救急法等の講習普及、青少年の育成などに取り組んでいます。

日本赤十字社が行っている人道支援活動に必要な資金は、国・地方公共団体等からの補助金・交付金無く、全て、県民の皆さまから寄せられる会費と寄付金によって支えられています。いのちと健康を守るため赤十字が取り組んでいる活動に共感していただき、活動資金にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご協力賜りました赤十字活動資金には、「税制上の優遇措置」が講じられますことを申し添えます。

謹言

振込用紙希望の申込こちら

（右記）スマホ用 QR コード

（下記）PC 用 URL



<https://forms.office.com/r/EvwQpx3trr>

（お問い合わせ先）

日本赤十字社福岡県支部

組織振興課 飯田

〒815-8503 福岡県福岡市南区大楠 3-1-1

TEL: 092-523-1173（直通） FAX: 092-521-2552

Japanese
Red Cross
Society

日本赤十字社は 皆様によって支えられています



©Atsushi Shibuyajros

今年度も赤十字の活動資金に
ご協力をお願いいたします。

TEL : 092-523-1173

ホームページはこちらから >>>



公式Twitter

ツイッターはこちらから >>>



日本赤十字社
キャラクター
「ハートちゃん」

 **日本赤十字社** 福岡県支部
Japanese Red Cross Society

！そうだったのか！！

赤十字活動資金の使い道

皆さまからのご寄付は、ここで紹介する「災害救護活動」をはじめ、苦しむ人を救う様々な活動に大切にに使わせていただいています。

皆さまからのご寄付 (赤十字活動資金)



日本赤十字社にご寄付が届きます

ありがとうございます！



1

日本赤十字社
Japanese Red Cross Society



災害救護訓練

被災地で迅速に医療救護活動を展開するため様々な災害を想定した訓練を実施。



ボランティア育成

災害時はもちろん、日頃から地域・学校で活躍するボランティアを育成します。



日頃やっていないことは、いざという時にできない。

平時の備え

災害時に迅速に対応するため、災害救護訓練、資機材の整備、ボランティア育成等を行っています。

2



救援物資の備蓄

災害時に必要となる物資を、様々な拠点に配備しています。

主な救援物資



救急セット

安眠セット

毛布

すばやく！
正確に！

3

災害発生

日本赤十字社が総力をあげて対応



被災地での活動

4

様々な機関と連携します！



被災地へ出発



少しでも体を休めていたくために。



救援物資の配布

医療救護班や救援物資は、陸、海、空、様々な手段で被災地へ

ボランティアと共に必要な物資を準備

全国の赤十字が連携し、被災地に向けて職員を派遣する準備をします。

被災地で行う活動

1



医療救護

被災地の医療ニーズに合わせ、救護所の設置や巡回診療を行います。

2



こころのケア

災害はこころにも大きな傷を残します。少しでもこころが休まるよう寄り添います。

3



血液製剤の供給

全国の血液センターが連携し、災害時も必要な血液を安定的に供給します。

5

未来へつなげる

過去の災害救護で培った経験を忘れずに、未来へつないでいきます。



地域防災力の向上

地域の自助・共助の力を高めるため、いのちを守る知識と技術を伝えるセミナーを実施しています。



こどもたちへの防災教育

未来を担うこどもたちへ、自然災害の正しい知識と、自ら考え生き抜く力を。

きけんはっけん！

今後、発生が予想される大規模災害に備えるためにも…

赤十字活動資金に
あたたかいご協力を
お願いします



ご寄付によって行った令和4年度の活動報告

災害時の被災者救護や防災・減災の普及啓発、青少年やボランティアの育成など、いのちを救うさまざまな活動を行っています。

みなさまの
支援が活動を
支えています！



豊かな心を持った青少年の育成

『気づき』『考え』『実行する』を態度目標に掲げ、奉仕の心や助け合いの精神を育成するリーダーシップ・トレーニング・センター(研修会)を開催。自分のいのちを災害から守るための防災についても、演習を行いながら理解を深めました。



水の事故を減らす！着衣泳指導

生徒に正しい着衣泳指導が行えるように、福岡市内の小中学校の教職員を対象に講習会を開催。水の事故を未然に防ぐための知識や、もし溺れてしまった時の救助法を広く普及し、いのちを救います。



迅速な災害救護に必要な拠点機能を整備

県南地域及び九州各県における災害救護活動の拠点として、久留米市の久留米赤十字会館に資機材を整備。被災情報の収集や関係機関との連絡調整を行うためのICT機器や、全国から集結する赤十字救護班の宿泊設備を整備し、南海トラフ地震等の巨大地震や豪雨災害に備えています。

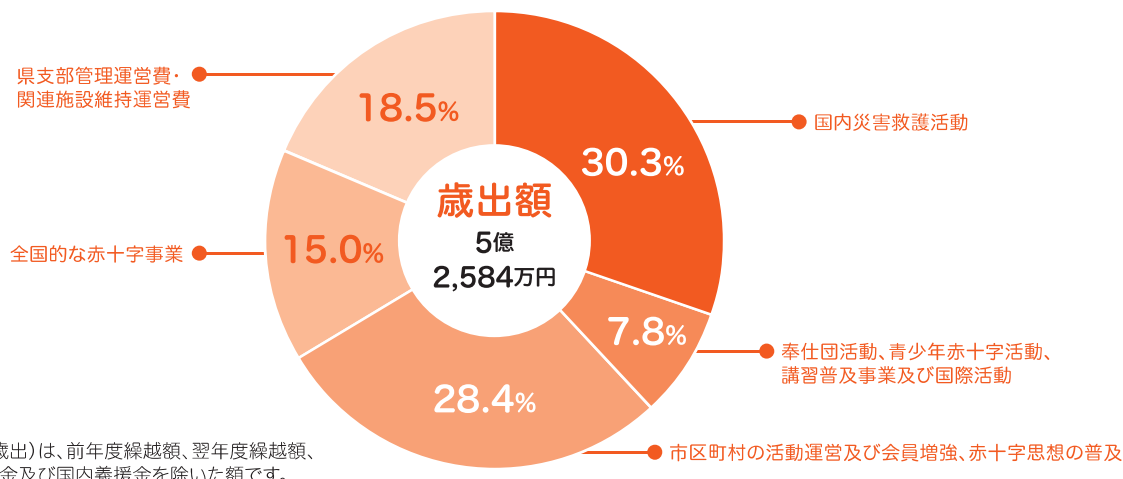


大規模災害に対応できる連携強化

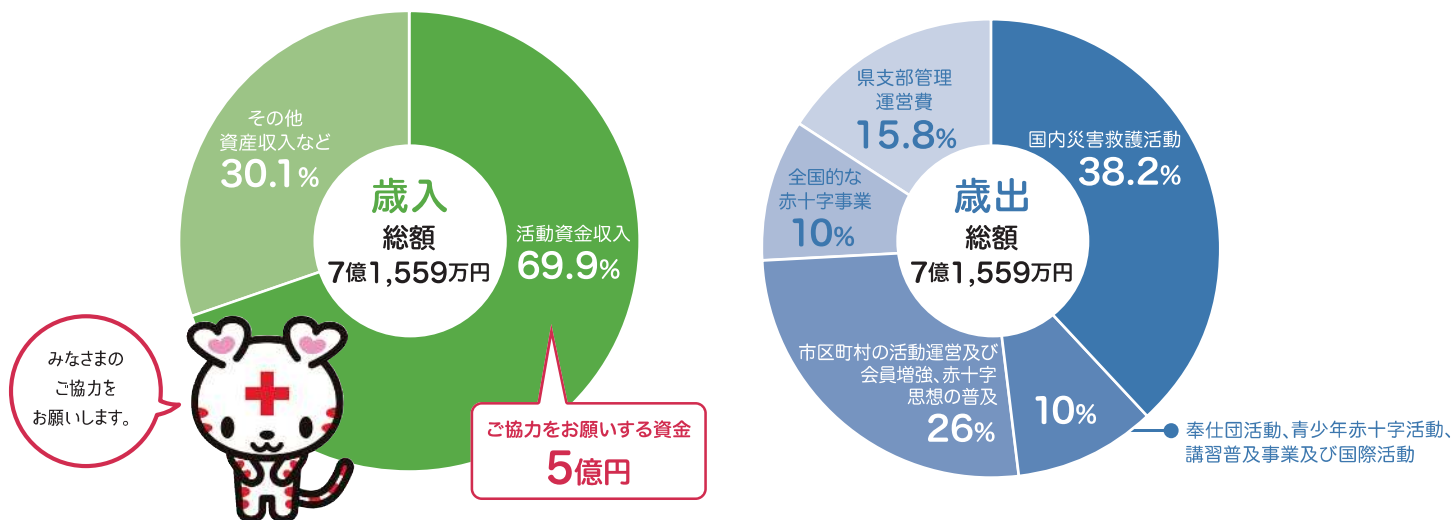
九州八県支部合同災害救護訓練を福岡県で実施。大規模な災害が起こった場合に、九州の各県支部が連携した災害救護活動をスムーズに行うことができるように、想定される連絡調整を実際に行いました。



令和3年度日本赤十字社福岡県支部 決算額



令和5年度日本赤十字社福岡県支部 歳入歳出予算



活動資金と義援金の違い

活動資金とは？

いのちと健康、尊厳を守るため、赤十字の活動を支援するお金。

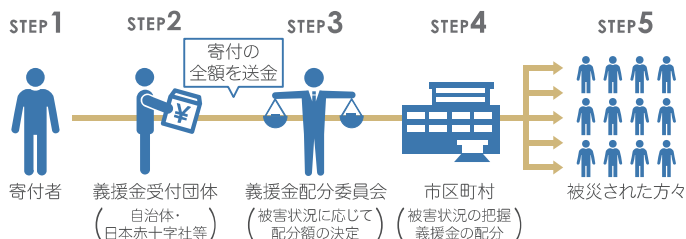


現地での活動に
使われる

医療救護やこころのケアなど、被災された方々への支援を行います。平時はAED講習や防災教育など様々な人道支援活動を行います。

義援金とは？

被災された方々へ、お悔やみや応援の気持ちを込めて贈るお金。



現地での活動に
使われない

義援金は被災された方の当面の生活を支援するために配分されるもので、日本赤十字社が行う緊急支援や復興事業には使われません。

みなさまに支えられている赤十字9つの事業



国内外で
たくさんの事業を
展開しているよ。

▼活動資金を財源とした事業

福岡県内では、これらの事業を日本赤十字社福岡県支部が主体となって行っています。

PROJECT 1

国内災害救護



地震・台風などの自然災害や大事故、感染症の罹患者が多数発生した際、救護班を派遣して医療救護活動を実施するほか、救援物資の配分、被災者のこころのケアなどを行います。日頃から災害に備え、救護訓練や地域コミュニティにおける「自助」「共助」の力を高めるための「赤十字防災セミナー」を行っています。



令和2年7月
豪雨災害



PROJECT 2

青少年赤十字



保育園・幼稚園から高校までの教育現場で、赤十字の精神に基づき、「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」を実践目標とした多様な活動を行っています。また、防災教育プログラムも取り入れており、児童・生徒の「気づき・考え・実行する」力を育みます。

PROJECT 3

赤十字ボランティア



市区町村で活動する「地域赤十字奉仕団」や専門技術や資格を活かして活動する「特殊赤十字奉仕団」などを組織し、福祉活動や災害時の炊出しなどを行っています。また、個人ボランティアは全国の各赤十字施設で活動するほか、災害時には「防災ボランティア」としても活動しています。

PROJECT 4

救急法等の講習



けがなどの応急手当や水上での事故防止、健やかな生活を過ごすための自立と支援、子どもの看病や事故予防などをお伝えするために、「救急法」、「水上安全法」、「健康生活支援講習」、「幼児安全法」の講習を実施しています。

PROJECT 5

国際活動



世界各地で紛争、災害、病気といった人道危機に苦しむ人々へ支援を届けるため、192の国と地域に広がる赤十字のネットワークを活かし、紛争や災害の救援活動から復興支援まで、長期的な支援を行っています。

▼活動資金以外の収入を財源とした独立採算事業

PROJECT 6

医療事業



県内3ヶ所の赤十字病院で地域医療に貢献しています。

福岡赤十字病院(福岡市南区)、
今津赤十字病院(福岡市西区)、
嘉麻赤十字病院(嘉麻市)

PROJECT 7

血液事業



病気やけがで輸血を必要とする方々のため、献血を実施し、24時間体制で医療機関へ血液を届けています。

福岡県赤十字血液センター(筑紫野市、北九州市)、
九州ブロック血液センター(久留米市)
献血ルーム:
福岡市……おっしょい博多、キャナルシティ、天神西通り
北九州市……魚町銀天街、くろさきクローバー

PROJECT 8

社会福祉事業



県内3ヶ所の特別養護老人ホームで、利用者のニーズに応じた専門的で質の高い介護サービスを提供しています。

特別養護老人ホーム大寿園(福岡市西区)、
特別養護老人ホームやすらぎの郷(糟屋郡志免町)、
特別養護老人ホーム豊寿園(北九州市門司区)

PROJECT 9

看護師等の養成事業



赤十字の基本理念である「人道」を軸に、広く社会に貢献できる看護師を養成しています。

日本赤十字九州国際看護大学(宗像市)

活動資金のご協力方法について



お住まいの地域の日赤窓口、 自治会や町内会で

- ・お住まいの地域の自治会や町内会を通じて、活動資金へのご協力をお願いしております。(ご協力は自由意志によるもので、強制ではありません。)
- ・お住まいの市区町村役場等の赤十字窓口でも随時受け付けています。



お近くの金融機関

(西日本シティ銀行・福岡銀行・郵便局)で

窓口で「専用振込用紙」をお使いいただいた場合、振込手数料は免除となります。「専用振込用紙」をご希望の場合は、お電話または右記QRコードよりお申込ください。



クレジットカードで

インターネット上でご登録手続きが可能です。下記検索方法またはQRコードから専用ページにアクセスしてください。

※1回あたりのご協力額は
2,000円以上となります。



日赤 LP SEARCH



銀行口座から の引落しで

口座振替(自動引落)による定期のご協力が可能です。お申込書をご希望の方は、当県支部までご連絡ください。ホームページからのダウンロードも可能です。

※1回あたりのご協力額は2,000円以上となります。



スマートフォンアプリ (Jコインペイ ぽちっと募金)で

スマホでアプリをダウンロードして、ご本人様の情報を登録後、募金アイコンから日本赤十字社の募金プロジェクトを選択。ご希望の金額(500円から)を入力し、ご寄付いただけます。

アプリの
ダウンロードは
こちらから



日本赤十字社への活動資金のご寄付は、寄付金控除(所得控除)の対象となります。

遺贈・相続財産・香典のご寄付について

近年、「自分が築いた財産を社会のために役立てたい」「故人の想いを汲んで寄付をしたい」というお申し出が増えていきます。このような尊いお申し出に応えるために、下記のような様々なご寄付を承っております。

遺贈による寄付

遺言書で財産の全部または一部の受取人として日本赤十字社福岡県支部を指定することで、福岡県内の赤十字活動に役立ててることができます。

相続財産による寄付

ご遺族が相続された財産を相続税の申告期限内にご寄付いただいた場合、寄付された財産に相続税はかかりません。※「相続財産に関する証明書」を発行するため、ご寄付いただく際に、相続財産寄付であることをお申し出ください。

お香典の寄付

香典返しとして会葬者に品物を贈る代わりに、相当する金額をご寄付される方が増えています。ご寄付いただいた場合、ご希望によりお礼状を作成いたします。

遺贈・相続財産に
ついてのパンフレットを
ご希望の方は
当県支部まで
ご連絡ください。



赤十字会員について

年額2,000円以上のご協力をいただいた個人、法人(団体)のうち、希望する方々を会員として登録させていただいております。会員のみなさまには、年に数回、情報誌を送付しています。赤十字活動への参加を社会貢献や奉仕活動のひとつとしてお考えいただければ幸いです。

日本赤十字社の活動は、みなさまに支えられています。一人でも多くの方に会員として登録いただけるようお願いいたします。会員登録に関するお問い合わせは、お住まいの市区町村の日赤窓口または当県支部までご連絡ください。



表彰制度のご案内

以下の表彰制度を設けており、ご希望される方に発行しております。ご希望の方はご協力時にお申し出ください。



協力会員

目安として
毎年500円以上



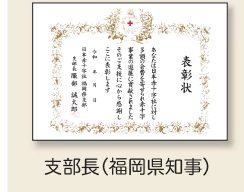
特別社員 (会員)

毎年2千円以上で
累計額が2万円
以上の会員



支部長感謝状 支部長表彰状

累計10万円以上
20万円未満



銀色有功章

累計20万円以上
50万円未満



金色有功章

累計50万円以上



日本赤十字社への寄付に係る取扱いについて

日本赤十字社が行う災害救護や国際活動など様々な人道的活動を実施していくための活動資金は、赤十字の理念に賛同する一般の方々や法人等から寄せられる活動資金によって賄われています。

赤十字活動資金の取扱いについては、下記の取扱いを受けることができます。

1 税法上の優遇措置

主に、次の優遇措置があります。（詳細は裏面を参照願います。）

	措置の名称等	関係根拠法令	期間	措 置 の 内 容 等
個人	特定寄付金	所得税法 第 78 条第 2 項 第 3 号	通年	寄付金の金額（ただし、上限は寄付者の年間所得額の 40%まで）から 2 千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
	相続税の非課税	租税特別措置法 第 70 条の 2	通年	相続により取得した財産の全部又は一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されない。
法人	損金算入限度額 特例扱寄付金	法人税法 第 37 条第 4 項	通年	法人の通常有する寄付金損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した損金算入限度額が損金に算入される。

2 日本赤十字社の表彰制度

活動資金の金額が次の基準に達したときは、寄付者の希望により、それぞれ表彰することができます。

区 分	基 準 額	表 彰 等 の 内 容
特別社員章	2 万円以上	個人：称号付与、特別社員章(金バッジ)、陶器門標 法人・団体：称号付与
銀色有功章	20 万円以上（50 万円未満）	個人：銀色有功章（楯式）、陶器門標 法人・団体：銀色有功章（楯式）
金色有功章	50 万円以上	個人：章記、金色有功章（勲章式）、陶器門標 法人・団体：金色有功章（楯式）
感謝状	金色有功章受章後、再度 50 万円以上の寄付をしたとき	個人及び法人・団体とも感謝状

3 国の表彰等

活動資金の金額が次の基準に達したときは、寄付者の希望により、それぞれ表彰の手続きをいたします。

区 分	基 準 額	備 考
厚生労働大臣 感謝状	個人：100 万円以上（500 万円未満） 法人・団体：300 万円以上（1,000 万円未満）	同一年度内（4 月～翌年 3 月） の分納が認められる。
紺綬褒章（飾版） ・褒状	個人：500 万円以上 法人・団体：1,000 万円以上	分納可能。初回協力時に分納の 申し出が必要。

寄付金にかかる税制上の優遇措置について

【個人としてご寄付（活動資金）をいただいた場合】

区分	所得税の控除	個人住民税の控除	相続税の非課税
寄付の内容	日本赤十字社の事業全般に対するご寄付（特定寄付金）	日本赤十字社各都道府県支部にお寄せいただいたご寄付で、総務大臣の指定を受けた事業に対するもの（※１）	相続または遺贈により取得された財産のうちからお寄せいただいた、日本赤十字社事業全般に対するご寄付
適用期間	ご寄付下さった時期にかかわらず、優遇措置が適用されます。		
措置の内容等	寄付金の金額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで）から、2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。	寄付金の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の30%）から2千円を差し引いた額の10%が、寄付者の住民税額から控除されます。	寄付した相続財産の価格は、相続人が納めるべき相続税の課税価格に算入されません。

【法人としてご寄付（活動資金）をいただいた場合】

区分	法人税の控除（損金算入限度額特例扱寄付金）	法人税の控除（指定寄付金）
寄付の内容	日本赤十字社の事業全般に対するご寄付	日本赤十字社にお寄せいただいたご寄付で、財務大臣の指定を受けた事業に対するもの（※２）
適用期間	ご寄付下さった時期にかかわらず、優遇措置が適用されます。	毎年４月～９月の期間中にご寄付下さった場合にのみ優遇措置が適用されます。
措置の内容等	寄付金の全額が、法人の通常有する寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した日本赤十字社に対する寄付金の損金算入限度額が損金に算入されます。 ※ 日本赤十字社に対する寄付金の損金算入 通常の寄付金の損金算入限度額（イ）とあわせて別枠で算出した限度額（ロ）が損金に算入されます。 （イ）通常の寄付金の損金算入限度額 $\left(\text{資本金額等} \times \frac{\text{当期月数}}{12} \times \frac{2.5}{1000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{4}$ （ロ）日本赤十字社に対する寄付金の損金算入限度額 $\left(\text{資本金額等} \times \frac{\text{当期月数}}{12} \times \frac{3.75}{1000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2}$	寄付金の全額が、法人の寄付金損金算入限度額にかかわらず、損金の額に算入されます。

○個人住民税にかかる寄付金控除（※１）と法人の指定寄付金（※２）は、募集金額等に制限があります。

○※１は、お住まいの都道府県の支部へのご寄付に限られます。

○損金算入限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。詳しくはお近くの税務署、税務相談室や税理士にご確認ください。